

(議案第2号, 第3号, 第4号関係)

## 要綱等で設置している行政運営上の会合(懇談会等)の附属機関化 (条例整備)について

### ○経緯等

近年、他都市において、市民等からの意見を聞く場として要綱等で設置している行政運営上の会合(懇談会等)が、地方自治法第138条の4第3項において条例による設置を定めた附属機関に当たるとの司法判断が下される例が増えており、当市においても要綱等で設置している会合が存在することから、その内容を精査し、必要なものについて条例整備を行うものである。

#### 地方自治法 第138条の4 第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

### ○附属機関について(附属機関に該当する基準)

「行政運営上必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とし、意思決定や意見集約といった合議体としての性格を持った組織や会合」

- ・政策形成過程の判断材料や結論を導き出すための調査、検討を行っている
- ・市が定める事項について、意見や見解を示している
- ・一定の手続きにより、選定、選考、順位付けを行っている
- ・組織体制(会長、委員長、座長等)が構築されている
- ・意思決定方法(定足数、意思決定の手続き)が定められている

⇒ 上記に該当するものは、条例により附属機関として設置することとする。

### ○条例化について (別紙「教育委員会 附属機関一覧」参照)

条例整備の方針

- ①附属機関の設置目的や職務等を勘案し、既存の施設設置条例や手続き条例などに組み込むことで一連の関係が明確になるものについては、既存の条例に組み込む。

#### 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会

(議案第2号関係 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例に組み込む。)

- ②新たに組み込むべき既存条例がない場合、又は既存条例に組み込むことが適当でない場合は、新たに(仮称)八戸市附属機関設置条例(以下「一括条例」という)を制定し、対応する。

#### 八戸市教育振興基本計画策定委員会

#### 八戸市学齢児童生徒就学指導委員会

#### 八戸市通学区域審議会

#### 八戸市少年相談センター運営協議会

#### 八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議

#### 八戸市史編纂委員会

(議案第3号関係 八戸市附属機関設置条例(一括条例)の制定。)

### ○附属機関委員の身分について

条例化に伴い、委員の身分は「非常勤特別職」となることから、報酬及び費用弁償にかかる規定の整備が必要となる。

(議案第4号 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正)

# 教育委員会 附属機関一覧

(平成25年1月29日現在)

担当課	名称	現在の設置根拠	取扱
教育総務課	八戸市教育振興基本計画審議会	八戸市教育振興基本計画審議会要綱	一括条例へ組み込み
	八戸市学校給食審議会	八戸市学校給食条例	
学校教育課	八戸市学齢児童生徒就学指導委員会	八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則	一括条例へ組み込み
	八戸市通学区域審議会	八戸市通学区域審議会条例	※既存条例廃止／一括条例に組み込み
教育指導課	八戸市少年相談センター運営協議会	八戸市少年相談センター設置要綱	一括条例へ組み込み
	八戸市青少年問題協議会	八戸市青少年問題協議会条例	
社会教育課	八戸市勤労青少年ホーム運営審議会	八戸市勤労青少年ホーム条例	
	八戸市社会教育委員	八戸市社会教育委員に関する条例	
社会教育課	八戸市公民館運営審議会	八戸市公民館条例	
	八戸市文化財審議委員	八戸市文化財保護条例	
是川縄文館	八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議	史跡根城跡保存管理計画検討会議設置要綱	一括条例へ組み込み
	八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館運営協議会	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会設置要綱	個別条例 是川縄文館条例の改正
総合教育センター	八戸市総合教育センター運営協議会	八戸市総合教育センターの設置等に関する条例	
図書館	八戸市図書館協議会	八戸市図書館協議会条例	
	八戸市史編纂委員会	八戸市史編纂大綱	一括条例へ組み込み
博物館	八戸市博物館協議会	八戸市博物館条例	

※附属機関の名称及び担当事務以外の事項を規則で定めることに支障がないと判断されるものについては、一括条例に整理統合

別紙